

令和元年 7 月

定例会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

令和元年7月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

日 時 令和元年7月9日(火) 午前10時 開議

会 場 梶原町役場 2階議場

議事日程

(新議員の紹介)

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 副議長の選挙

第5 議案第8号 専決処分の承認について

(平成30年度負担金額の変更)

議案第9号 平成30年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について

出席議員	1 番	大崎 宏明	7 番	土釜 清
	2 番	横畠 浩治	8 番	吉田 尚人
	4 番	下元 昇	9 番	池田 三男
	5 番	池田 洋光	10 番	大崎 公孝
	6 番	中城 重則		

欠席議員	3 番	森 武士
------	-----	------

執行機関出席者				
管理者	楠瀬 耕作	副管理者	中尾 博憲	

説明のため出席した職員				
会計管理者	中谷 卓也	管理局長	柴野 博行	
事務局長	福井 弘樹			

事務局職員出席者				
係長	野村 恵里	事務補助員	濱口 恵子	

午前10時 開議

◎議長（中城 重則 君）

ただいまから会議をひらきます。

会議に先立ち、ご報告をいたします。

今期定例会に付議するため、議案第8号から議案第9号の2議案の提出があり、その写しを過日お手元に配付をいたしております。

次に、3番森武士君から欠席の届け出がっておりますので、ご報告をいたします。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和元年7月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、新しく当組合議会議員となられました方をご紹介いたします。最初に、去る4月21日に行われました栲原町議会議員選挙におきまして当選、5月7日の栲原町議会臨時会におきまして議長に再任されました、土釜清君をご紹介させていただきます。土釜議員。

◎7番（土釜 清 君）

はい。皆さんおはようございます。引き続きとなりましたけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

◎議長（中城 重則 君）

次に、去る7月1日の津野町議会臨時会におきまして議長に再任されました、大崎公孝君をご紹介させていただきます。

◎10番（大崎 公孝 君）

皆さん、改めましておはようございます。7月1日の臨時議会で、引き続き津野町議会議長を拝命したものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

◎議長（中城 重則 君）

日程第1、議席の指定を行います。ただ今ご紹介いたしました、土釜清君を7番議席、大崎公孝君を10番議席にそれぞれ指定をいたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第62条の規定により、2番横島浩治君、8番吉田尚人君を指名いたします。ご両人はご了承願います。

日程第4、これより副議長の選挙を行います。副議長の任期は、4月30日の栲原町議会議員の任期満了に伴い、空席となっておりますので、副議長の選挙を行うものであります。

選挙の方法は、いかがいたしましょうか。

◎9番（池田 三男 君）

はい。

◎議長（中城 重則 君）

はい。

◎9番（池田 三男 君）

議長一任でお願いします。

◎議長（中城 重則 君）

はい、議長一任ということでございます。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦によりたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。

従って選挙の方法は、指名推薦とすることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。

従って議長において指名することに決しました。

副議長に、土釜清君を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名をいたしました、土釜清君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長(中城 重則 君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただ今指名いたしました土釜清君を副議長の当選人に定めることに決定しました。

ただいま副議長に当選されました土釜清君は、議場におられます。会議規則第23条の2項に規定により、当選の告知をいたします。

ここで、土釜清君から、副議長当選の承諾並びにごあいさつをお願いいたします。

◎7番(土釜 清 君)

はい。ただ今、副議長ということで、浅学非才なわたくしでございますが、議長を補佐しながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

(拍手)

◎議長(中城 重則 君)

日程第5、議案第8号から議案第9号を一括議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

はい。

◎議長(中城 重則 君)

楠瀬管理者。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

はい。皆さん、こんにちは。本日は、議員の皆様方におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、本7月定例会が開会できますことを、厚くお礼を申し上げます。

また、本日はこの議場を提供していただきました梶原町、吉田町長をはじめ、皆様方には何かとご配慮いただきありがとうございました。

さて、先般ご紹介のありました、土釜梶原町議会議長、大崎津野町議会議長におかれましては、議員当選および議長就任、心からお喜び申し上げます。今後とも、高幡圏域の地域振興のため、ご指導いただきますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

また、執行部側にも異動がございまして、4月1日の異動で当組合事務局長に津野町より出向の福井が着任いたしましたので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、本定例会には、専決処分の承認及び平成30年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定の2議案を上程いたしておりますが、その趣旨説明と若干のご報告を申し上げます。

まず、高幡中学生海外研修事業について、でございます。ふるさと市町村圏事業のひとつとして取り組んでおります中学生海外研修事業は、平成7年から取り組んでおる事業でございまして、今年で24回目となりました。これまでに365名の圏域の中学生が参加し、事業の目的でございます、広い視野を持った国際交流、また地域リーダーの育成という人材育成に取り組んできたところでございます。昨年は、事業開始以来初めて、研修先をオーストラリアからカナダに変更し、内容も学校滞在型からアクティビティを多く取り入れた校外学習型の研修となったところであります。本年度におきましても、各市町から推薦された12名の研修生が事前研修に臨んでおり、8月6日から2週間の研修に出発の予定でございます。

次に、須崎斎場について、でございます。昨年度は、利用実績といたしましては、須崎市が319件、津野町が115件、その他の市町村が132件で、合計566件、昨年より8件多く、29年度に引き続き、使用料収入が4千万円を超えたところでございます。本年度は、この使用料収入の増加の原因でもありました高知市斎場の火葬炉修繕工事による受け入れ制限がなくなりますので、使用料収入は減少するのではないかと推測しております。施設の維持管理としましては、平成12年の開業から20年目を迎えるところであり、昨年度におきましても老朽化による修繕を行ってまいりました。本年度は、大規模な設備更新として空調設備取替工事と、従来より計画的に行っている火葬炉の修繕を行うこととしております。また、施設の運営につきましては、株式会社五輪と指定管理に係る協定を締結し、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間、引き続き須崎斎場の管理運営に努めていただいております。

次に、介護認定審査会、障害支援区分認定等審査会の運営事務についてで、でございます。昨年度は、介護認定審査会が3,787件、障害支援区分認定等審査会が107件、合計で3,894件の二次判定を行っております。審査員の皆さまには、ご苦勞をお掛けいたしておりますが、経費も最小に抑えながら、円滑な運営に努力しております。

次に、広域観光について、でございますが、平成30年2月に奥四万十観光協議会が発足し、昨年度からは、奥四万十観光協議会に対する負担金という形で取り組んでおり、本年度が2年目となります。本年度も、昨年度に引き続き、観光事業者等との連携を図りながら、県外の旅行商談会への参加や、観光ガイドマップの作成、SNSによる情報発信等を中心に事業展開を図っているところでございまして、今後もより一層、圏域観光の拠点機能を強化していきたいと考えております。

次に、婚活事業でございまして、平成24年度から開始し、本年度で8年目を迎えました。昨年度は、1回目は天候不良のため中止となりましたが、2回目は梶原町の越知面遊友館で、男女28名の参加のもと開催し、3組のカップルが成立いたしました。本年度は、共通の趣味、話題をテーマに婚活事業を行う計画であり、1回目は9月下旬に須崎市で、2回目は11月上旬に四万十町で開催する計画となっております。高幡圏域で実施することにより、より身近で多くの出会いを通じて、カップル成立とご成婚につながることを期待しております。

次に大野見青年の家につきましてご報告させていただきます。大野見青年の家につきましては、平成3年、当組合発足時に「大野見青年の家組合」から譲渡を受け、今日まで高幡地域の青少年育成活動に大きく貢献してきた施設でございます。昨年度は全員協議会での協議等を経て、組合議会、そして中土佐町との合意のもと、平成31年4月1日に施設が設置されている中土佐町へ移譲したところであります。今後におきましても圏域内の青少年の育成活動の拠点施設として、また、中土佐町の地域振興に資する施設として、より一層活用されますことを願っております。

次に租税債権管理機構について、でございます。昨年度は7市町から400名、約2億400万円を受託しまして、徴収額は約1億300万円、徴収率は過去最高の45.7パーセントとなりました。本年度も400名を受託して取り組みますが、滞納税に加えて、保育料や介護保険などの税外債権も含まれていますので、滞納税と併せて積極的な滞納整理に取り組んでまいります。

続きまして、当組合が出資をしております、道の駅「かわうその里すさき」の状況をご報告申し上げます。昨年は7月の西日本豪雨で中国、近畿地方で災害が起こり、高知県では高知自動車道の立川橋が崩落し、夏季繁忙時期に大きな影響が出たところであります。また北海道地震など自然災害に悩まされる年でもありましたが、夏季に落ち込んだ成績を挽回するため、バス会社や旅行社等へ積極的な広報活動を行い、物産販売、レストランの部門につきましては、前年比105パーセントを達成しております。しかしながら、29年度から開始した、ふるさと納税返礼品が苦戦し、結果的には前年比97.7パーセントの税抜き売上額、約2億3,000万円となっております。本年度におきましても、高幡地域の入り口としての役割を果たすとともに、多くの観光客の集客による売り上げ増、そして圏域への誘客に努めていただくことを期待しております。以上、本議会に提案しております議案につきましては、構成市町の企画担当課長会及び副市町長会のご審議を経まして、ご提案させていただいているものでございます。

詳細につきましては、事務局長及び管理局长からご説明を申し上げますので、適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

◎議長（中城 重則 君）

はい、ありがとうございました。続いて議案の説明を求めます。

◎事務局長（福井 弘樹 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

福井事務局長。

◎事務局長（福井 弘樹 君）

それでは、7月定例会の議案につきまして説明をいたします。議案書の2ページをお開きください。議案第8号、専決処分の承認について、地方自治法第292条により準用される同法第179条第1項の規定に基づき、別紙の事件につき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求めるものです。

3ページをご覧ください。平成31年3月31日に、平成30年度負担金額の変更について専決処分をしました。その変更の内容ですが、次の4ページ「平成30年度一般会計関係市町村別負担金変更表」をご覧ください。平成30年度の事務事業にかかる構成市町負担金を精算し、減額に係る負担金については、構成市町に還付を行い、ゼロ精算を行っております。

一般会計の組合維持管理関係負担金ですが、これは議会運営と事務局の運営費に対する5市町の負担金であります。変更前1,492万円に対し、変更後1,398万2,133円、93万7,867円の減額であります。次のふるさと市町村圏事業関係負担金につきましては、30年度は発生しておりません。次に介護認定審査会関係負担金ですが、こちらは変更前1,925万2,000円、変更後1,729万8,330円、195万3,670円の減額となっています。次に障害支援区分認定等審査会関係負担金は、変更前114万9,000円に対し、変更後99万7,066円、15万1,934円の減額となっています。次に、中段の須崎斎場関係負担金ですが、30年度は発生しておりません。須崎斎場は、関係市町が須崎市と津野町ですが、施設整備費、維持管理費ともに負担金の徴収ではなく、火葬等の使用料収入と、これらを積み立てた須崎斎場調整基金を財源として運営しております。下段の大野見青年の家関係負担金ですが、維持管理費は、中土佐町のみ負担金となっており、変更前872万7,000千円、変更後719万967円、153万6,033円の減額となっています。以上が、一般会計負担金の説明となります。また、この負担金の部分につきましては、次の第9号議案で再度ご説明させていただきます。

◎管理局长（柴野 博行 君）
議長。

◎議長（中城 重則 君）
はい、柴野管理局长。

◎管理局长（柴野 博行 君）
はい。同じく専決処分にかかります、管理機構の負担金等の変更についてご説明をいたします。一般会計と同様に歳出金額の確定に伴い、すでにいただいている負担金及び受託事業収入金を確定させて、ゼロ精算するものであります。5ページをご覧ください。負担金、受託事業収入金の各市町別金額は記載のとおりで、説明は省略させていただきますが、合計で当初の変更前が4,790万円、変更後の確定で4,139万1,709円となり、約650万円のマイナス相当分は各市町に還付いたしております。以上でございます。

◎事務局长（福井 弘樹 君）
議長。

◎議長（中城 重則 君）
はい、福井事務局长。

◎事務局長（福井 弘樹 君）

続きまして、6ページ、議案第9号、平成30年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について。これは地方自治法第292条により準用される同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求めるものです。決算の内容につきましては、決算書の方で説明しますので、別冊「平成30年度歳入歳出決算書」をご覧ください。

まず決算書の1ページ目、「平成30年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算書」ですが、決算額がそれぞれ、1億812万525円、差引残額0円となっています。繰越明許費にかかる翌年度に繰越すべき財源、基金繰入金、翌年度への繰越金とも0円となっております。

次に2ページから3ページですが、歳入の款項の区分ごとに予算現額から予算現額と収入済額との比較までを記載しております。予算現額の歳入合計額1億1,641万4,000円、調定額、収入済額とも、1億812万525円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、予算現額と収入済額との比較は、829万3,475円となっております。

次に4ページから5ページですが、歳出の款項の区分ごとに予算現額から予算現額と支出済額との比較までを記載しております。予算現額の歳出合計額1億1,641万4,000円、支出済額1億812万525円、翌年度繰越額0円、不用額829万3,475円、予算現額と支出済額との比較は、829万3,475円となっております。以上、歳入歳出差引残額0円でございます。歳入、歳出の詳しい内容につきましては、次ページ以降の事項別明細でご説明をしますので、6ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項1目組合運営費負担金ですが、先程の議案第8号の専決処分に出てきました負担金額です。1節の組合維持管理費関係から4節の大野見青年の家負担金まで、それぞれ精算をしております。次に2目介護運営費負担金につきましては、須崎市福祉事務所から委託を受け、審査した2件分8,000円の負担金収入がっております。次に、2款使用料及び手数料ですが、1項1目の衛生使用料につきましては、須崎斎場の使用料の566件で4,107万5,000円。次に2目の教育使用料は大野見青年の家の使用料が、延べ1,291人の利用で28万4,801円となっております。3目の総務使用料ですが、よさこいケーブルネットから用地使用料として、1,500円の収入となっております。次に、8、9ページですが、3款県支出金、2項1目社会福祉費県委託金につきましては、須崎福祉保健所から委託を受け介護認定審査をしたもので2件分、8,000円の収入となっております。次に4款財産収入、1項1目基金運用収入につきましては、10億円の国債での運用収入の1,700万円と、ふるさと市町村圏基金、須崎斎場調整基金それぞれの利子収入が22万5,503円の計1,722万5,503円となっております。2目の利子及び配当金につきましては、須崎市道の駅に450万円の出資をしており、30年度につきましても1株当たりの配当1,000円がありましたので、90株の9万円の収入となっております。また、3目財産貸付収入といたしましては、須崎斎場に設置しています自動販売機収入が5万831円となっております。次に、5款繰入金につきましては、1項1目ふるさと市町村圏基金繰入金は当初541万1,000円を見込んでおりましたが、婚活事業の2回開催を予定していましたが、7月豪雨により中止したため1回の開催となったこと、広域観光事業の30年度実績の減額に伴い、今回は繰入金294万

5, 342円となりました。続きまして10ページ、11ページに移りまして、2目の須崎斎場調整基金繰入金につきましては、当初1,631万2,000円を見込んでおり、計画通り機器の更新や修繕を行いました。須崎斎場の使用料収入が想定より多かったため、334万7,253円の繰り入れとなっています。次に、6款諸収入につきましては、1項1目預金利子が268円。2項1目の雑入につきましては、中学生海外研修事業の負担金が15名分300万円、雇用保険5,596円、大野見青年の家の火災共済金53万3,818円、その他7万6,117円の計361万5,531円の収入となっています。以上、歳入合計1億812万525円となっております。

続きまして、12ページ、13ページをご覧ください。歳出を説明いたします。1款議会費ですが、7月と2月の議会定例会、12月の臨時会の運営費に関する経費で、支出額20万1,909円となっています。次に、2款1項1目の一般管理費ですが、支出額は1,389万4,049円であり、内容は組合の運営に関する経費でございまして、主に当事務組合事務局長の人件費に対する負担金と臨時職員の物件費、また財務書類の作成にかかる委託料等となっております。次に、14、15ページをご覧ください。2目ふるさと市町村圏事業費の支出額は、2,312万303円となっており、主な事業としては、中学生海外研修事業、青少年育成事業、婚活事業、そして広域観光活性化事業を行いました。大きく変わった点として、中学生海外研修事業は、平成30年度より研修場所をオーストラリアからカナダに変更して行い、高幡地域の中学生15名の参加のもと研修を実施したことになります。また、広域観光事業について、当組合の直営方式から平成30年2月27日に設立しました奥四万十観光協議会への負担金支出方式により取り組んだこととなります。次に16ページ、17ページ、3款民生費1項1目介護認定総務費ですが、介護認定審査会に関する経費で、審査委員報酬、職員人件費、臨時職員の物件費等で1,731万4,330円。次に、2目障害認定総務費は、障害認定審査に関する経費で、介護と同様、審査委員報酬、臨時職員の物件費等の99万7,066円となっております。次に、18ページ、19ページの4款衛生費1項1目須崎斎場運営費ですが、こちらは須崎斎場の運営に関する経費で、主な経費としては株式会社五輪への指定管理者委託料と老朽化に伴う設備更新と修繕で、4,458万3,282円の支出となっております。次に、5款教育費1項1目大野見青年の家運営費ですが、当施設の運営に関する経費で、主なものは中土佐町への管理委託料となっていて、支出額800万9,586円となっております。次に、20ページ、21ページの6款予備費につきましては、その支出がありません。以上、歳出合計1億812万525円であります。

次に、22ページ、実質収支に関する調書につきましては、歳入歳出とも1億812万円で実質収支額は、0円となっております。一般会計は以上です。

◎管理局長（柴野 博行 君）
議長。

◎議長（中城 重則 君）
柴野管理局長。

◎管理局长（柴野 博行 君）

続きまして23ページ、管理機構の特別会計決算についてご説明いたします。平成30年度の決算額は歳入歳出決算額ともに4,147万1,924円となりました。24、25ページは歳入、26、27ページは歳出の款項別の予算額等を記載しておりますが、詳細は次の事項別明細書でご説明させていただきますので、合計だけ述べさせていただきます。歳入、歳出とも予算現額4,800万円に対しまして、調定、収入済及び支出済額ともに、4,147万1,924円となりました。28ページからの事項別明細書をご覧ください。

歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項負担金は組合構成市町の負担金で予算額2,158万円に対し、調定、収入済額は1,854万1,709円。2款諸収入の1項受託事業収入は佐川町、越知町、土佐市の委託料ですが、予算額2,632万円に対しまして2,285万円、2項の預金利子は1万円に対して276円、3項雑入はインターネット公売手数料の滞納処分費及び雇用保険などで、9万円に対して7万9,939円となりました。合計で予算額4,800万円に対して、調定、収入済額ともに4,147万1,924円となりました。

続いて30ページからの歳出ですが、1款総務費は予算額4,780万円に対し、支出済額4,147万1,924円で各節別金額は記載のとおりで、内容につきましては備考欄に主な支出内容を記載いたしております。決算額では昨年度より400万円強の減少となりますが、昨年度は3節の職員手当で、局長退職に伴います退職手当負担金の追徴分が約200万円あったのと、19節負担金補助及び交付金の市町派遣職員の人件費ですが、全員が独身であったということから、昨年度より約200万円少なかったことによるものであります。その他の支出額や内容は備考欄に記載したとおりで、ほぼ例年どおりでありますので、説明は省略させていただきます。次、32ページの2款予備費20万円につきましては、徴収管理監の退職に伴います退職手当負担金追徴分で予算不足が生じたので、流用可能な節の残を全て流用いたしまして、なお補えなかったため、3節の職員手当7万6,103円を充用いたしております。合計で予算額4,800万円に対して、支出済額4,147万1,924円となりました。

次の34ページ、実質収支に関する調書は先程の歳入歳出額を千円単位で記載したものでございます。なお、管理機構の事業実績は、事業実績報告書の7ページに、また提出議案の資料の3、4ページには機構実績の概要などを添付いたしておりますので、ご参照いただければと思います。以上でございます。

◎事務局长（福井 弘樹 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

はい。福井事務局长。

◎事務局长（福井 弘樹 君）

続きまして、35ページ、「財産に関する調書」をご覧ください。1公有財産、(1)土地及び建物につきましては、前年度からの増減はなく、その内容につきましては、大野見青年の家と須

崎斎場のものです。なお、大野見青年の家につきましては、平成31年4月1日に中土佐町に譲渡しておりますので、来年度の財産に関する調書から面積が減ということになります。(2)の出資による権利につきましても、前年度からの増減はなく、株式会社須崎市道の駅に1株5万円で90株450万円の出資をしております。

2の基金につきましては、(1)高幡広域ふるさと市町村圏基金は、前年度末現在高から57万3,980円の増、決算年度末現在高11億4,470万469円となっています。また、(2)の須崎斎場調整基金は前年度末現在高から32万6,043円の減額、決算年度末現在高6,503万2,260円となっております。以上が財産に関する調書の報告となります。

なお、平成30年度7月定例会提出議案資料及び平成30年度の事業報告としまして、「主要な施策の実績報告書」をお配りしておりますので、また参考にご覧いただきたいと思ます。

以上が、7月議会への上程議案です。よろしくお願ひします。

◎議長（中城 重則 君）

以上で説明は終わりました。

ここで、監査の結果について、監査委員から報告を願ひます。吉田尚人監査委員。

◎8番（吉田 尚人 君）

はい、議長。

◎議長（中城 重則 君）

はい。

◎8番（吉田 尚人 君）

監査委員を仰せ付かっております、吉田でございます。それでは監査報告を申し上げます。

去る6月21日に、高幡広域市町村圏事務組合事務所におきまして、津野町池田町長と平成30年度に執行されました事務事業につきまして、事務局説明のもと、精査し、監査を実施いたしました。その際、平成30年度歳入歳出決算書とその付属書類につきまして、保管の諸帳簿及び証票書類と照合したところ、計数に誤りはなく、正確であり、適正に予算の執行等の事務処理がなされていることを認めましたので、ご報告いたします。以上でございます。

◎議長（中城 重則 君）

はい、ありがとうございます。

これより議案第8号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第8号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認をされました。

これより議案第9号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第9号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり認定をされました。

以上で本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

管理者からごあいさつがあります。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

はい。

◎議長（中城 重則 君）

楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日、ご提案申し上げました議案につきましては、それぞれご審議をいただき、適切なご決定を賜りましてありがとうございました。日増しに暑くなってまいりました。なにとぞご自愛のうえ、ご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

◎議長（中城 重則 君）

どうもありがとうございました。

これをもって、令和元年7月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時38分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広域市町村圏事務組合議会議長

高幡広域市町村圏事務組合議会議員

高幡広域市町村圏事務組合議会議員